

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2021年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2021年6月28日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	207,001,821	207,001,821	東京、名古屋各市場 第一部	単元株式数 100株
計	207,001,821	207,001,821	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （千株）	発行済株式総 数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2018年10月1日	△1,863,016	207,001	—	324,625	—	—

（注）2018年6月25日開催の第118回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより発行済株式総数は1,863,016千株減少し、207,001千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式 の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	116	58	828	1,042	49	80,106	82,199	－
所有株式数 （単元）	0	515,468	33,514	53,908	1,124,697	91	333,148	2,060,826	919,221
所有株式数の割合 （%）	0.00	25.01	1.63	2.62	54.58	0.00	16.16	100	－

（注） 1. 自己株式8,002,429株は「個人その他」及び「単元未満株式の状況」に、それぞれ80,024単元及び29株を含めて記載しております。なお、自己株式8,002,429株は株主名簿記載上の株式数であり、2021年3月31日現在の実質的な所有株式数は8,002,339株です。

2. 「その他法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ35単元及び22株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,807	8.45
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテ ッド（常任代理人 香港上海銀行東京支 店）	1 NORTH BRIDGE ROAD, 06-08 HIGH STREET CENTRE, SINGAPORE 179094（東 京都中央区日本橋3丁目11-1）	14,899	7.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	10,395	5.22
GIC PRIVATE LIMITED - C（常任代理人 株 式会社三菱UFJ銀行）	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912（東京都千代田 区丸の内2丁目7-1 決済事業部）	5,491	2.76
富士通株式会社従業員持株会	川崎市中原区上小田中4丁目1-1	4,442	2.23
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	3,518	1.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,396	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234（常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部）	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U. S. A.（東京都港区港南2丁目15 -1 品川インターシティA棟）	3,220	1.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103（常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部）	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A.（東京都港区港南2丁目15 -1 品川インターシティA棟）	3,002	1.51
富士電機株式会社	川崎市川崎区田辺新田1-1	2,844	1.43
計	—	68,018	34.18

（注） 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、株式会社日本カストディ銀行（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口7）の持株数は、各行の信託業務に係るものです。

2. 2020年4月21日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者5者が2020年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	2,546,400	1.23
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	324,022	0.16
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミ テッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	1,073,646	0.52
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)	3,008,200	1.45
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパ ニー、エヌ. エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	3,101,045	1.50
ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	937,179	0.45
合計	10,990,492	5.31

3. 2020年6月4日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者1者が2020年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	6,236,699	3.01
日興アセットマネジメント株式会社	4,200,400	2.03
合計	10,437,099	5.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,002,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 26,200	—	
完全議決権株式 (その他)	普通株式 198,054,000	1,980,540	—
単元未満株式	普通株式 919,221	—	—
発行済株式総数	207,001,821	—	—
総株主の議決権	—	1,980,540	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が90株含まれております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,500株 (議決権の数35個) 含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
富士通株式会社	川崎市中原区上小田 中四丁目1番1号	8,002,400	—	8,002,400	3.87
北陸コンピュータ・サー ビス株式会社	石川県金沢市駅西本 町二丁目7番21号	12,300	1,800	14,100	0.01
株式会社HDC	札幌市中央区南一条 西十丁目2	5,000	—	5,000	0.00
中央コンピューター株式 会社	大阪市北区中之島六 丁目2番27号	0	3,200	3,200	0.00
株式会社東和システム	東京都千代田区神田 小川町三丁目10番地	0	3,000	3,000	0.00
株式会社テクノプロジェ クト	島根県松江市学園南 二丁目10番14号	900	—	900	0.00
計	—	8,020,600	8,000	8,028,600	3.88

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が90株が含まれております。

2. 北陸コンピュータ・サービス株式会社、中央コンピューター株式会社及び株式会社東和システムの他人名義所有株式は、FSA富士通持株会名義の株式のうち、各社が議決権行使の指図権を有する持分です。

2 【自己株式の取得等の状況】

株式の種類等 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に該当する取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2020年1月30日) での決議状況 (取得期間 2020年2月3日～2021年2月2日)	5,500,000 (上限)	50,000,000,000 (上限)
当事業年度前における取得自己株式	2,431,700	29,998,871,500
当事業年度における取得自己株式	1,267,400	19,999,572,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,800,900	1,556,500
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	32.74	0.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	32.74	0.00

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2021年4月28日) での決議状況 (取得期間 2021年5月6日～2022年3月31日)	4,000,000 (上限)	50,000,000,000 (上限)
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,000,000	50,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	247,900	4,386,760,000
提出日現在の未行使割合 (%)	93.80	91.23

(注) 1. 上記「当期間」とは、いずれも2021年4月1日から本有価証券報告書提出日までの間を指しております。

2. 取締役会 (2021年4月28日) での決議に基づく当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間に取得した自己株式の数は含まれておりません。

3. 上記取締役会において、自己株式の取得方法はいずれも東京証券取引所における市場買付によることを決議しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	10,290	141,862,768
当期間における取得自己株式	1,832	30,368,185

(注) 1. 上記「当期間」とは、2021年4月1日から本有価証券報告書提出日までの間を指しております。

2. 「当期間における取得自己株式」には、2021年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間に単元未満株式の買取請求により取得した株式の数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	29,166	409,344,810	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （単元未満株式の売渡請求による売渡）	342	4,422,570	57	1,010,895
保有自己株式数	8,002,339	—	8,252,014	—

（注） 1. 当期間における「その他（単元未満株式の売渡請求による売渡）」には、2021年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間に処分した株式の数は含まれておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2021年6月1日から本有価証券報告書提出日までの間に単元未満株式の買取請求により取得した株式の数及び単元未満株式の売渡請求により処分した株式の数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款第40条に定めております。

当社定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、2020年7月に発表したキャピタルアロケーションポリシーのもと、持続的な事業の成長に基づき、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当の実施を継続することにあります。また、資金需要バランスも見ながら、長期間留保している余剰資金を原資に機動的な自社株買いも行っておりま。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)
2020年10月27日 取締役会決議	20,028	100
2021年5月27日 取締役会決議	19,899	100

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、2015年12月の取締役会決議によって制定した基本方針（「コーポレートガバナンス基本方針」）において整理しています。当基本方針では、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みについて以下のとおり定めております。

<体制の枠組み>

監査役会設置会社制度の長所を生かしつつ、取締役会における非執行取締役（独立社外取締役及び社内出身の業務を執行しない取締役をいう。以下、同じ）による業務執行取締役の業務執行に対する監督の実効性と多様な視点からの助言の確保を以下の方法により実現する。

- a 業務執行を担う「業務執行取締役」に対し、業務執行の監督機能を担う「非執行取締役」を同数以上確保する。
- b 非執行取締役の主要な構成員を独立社外取締役とし、社内出身者である非執行取締役を1名以上確保する。
- c 独立社外取締役は、当社が定める独立性基準（以下、「独立性基準」という）を満たす社外取締役とする。
- d 非執行取締役候補者の選定に当たり、出身の属性と当社事業への見識を考慮する。
- e 監査役による取締役会の外からの監査及び監督と、非執行役員（非執行取締役及び監査役をいう。以下、同じ）を中心に構成する任意の指名委員会、報酬委員会及び独立役員会議により取締役会を補完する。
- f 独立社外監査役は、独立性基準を満たす社外監査役とする。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(1)企業統治の体制の概要

<取締役会>

当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しております。取締役会は、法令及び定款に反せず、妥当と考える最大限の範囲で、業務執行に関する権限を代表取締役及びその配下の執行役員以下に委譲し、取締役会はその監督及び助言を中心に活動を行います。また、取締役会は、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を積極的に任用することにより、監督機能及び助言機能を強化しております。なお、取締役の経営責任をより明確化するため、2006年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

取締役会は、本有価証券報告書提出日現在において、業務執行取締役3名、非執行取締役6名（内、社外取締役5名）の合計9名で構成されております。

業務執行取締役：時田隆仁氏、古田英範氏、磯部武司氏

非執行取締役：山本正巳氏、向井千秋氏、阿部敦氏、古城佳子氏、スコット キャロン氏、佐々江賢一郎氏

<監査役（会）>

当社は、監査機能及び監督機能として監査役（会）を設置しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査及び監督を行います。

監査役会は、本有価証券報告書提出日現在において、以下の監査役4名（内、常勤監査役2名、社外監査役2名）で構成されております。

常勤監査役：広瀬陽一氏、山室恵氏

社外監査役：初川浩司氏、幕田英雄氏

<指名委員会・報酬委員会>

当社は、役員の選任プロセスの透明性及び客観性の確保、役員報酬決定プロセスの透明性及び客観性、役員報酬の体系及び水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしております。

指名委員会及び報酬委員会は、「コーポレートガバナンス基本方針」において、その過半数を非執行役員で構成し、独立社外取締役を1名以上確保することとしております。2020年7月に選任された両委員会の委員は共に以下のとおりであり、独立社外取締役で構成されておりました。

指名委員会 委員長：横田淳氏（社外取締役）

委員：向井千秋氏、古城佳子氏

報酬委員会 委員長：向井千秋氏（社外取締役）

委員：横田淳氏、古城佳子氏

(注) 上記の委員は、2021年6月28日開催の定時株主総会終了時をもちまして、任期満了のため退任しております。2021年度の委員につきましては、本年7月に選任予定です。

<独立役員会議>

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、2015年度に独立役員会議を設置しました。独立役員会議は、全ての独立役員（独立社外取締役5名、独立社外監査役2名）で構成され、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。本有価証券報告書提出日現在、当社の独立役員は以下のとおりです。

独立社外取締役：向井千秋氏、阿部敦氏、古城佳子氏、スコット キャロン氏、佐々江賢一郎氏

独立社外監査役：初川浩司氏、幕田英雄氏

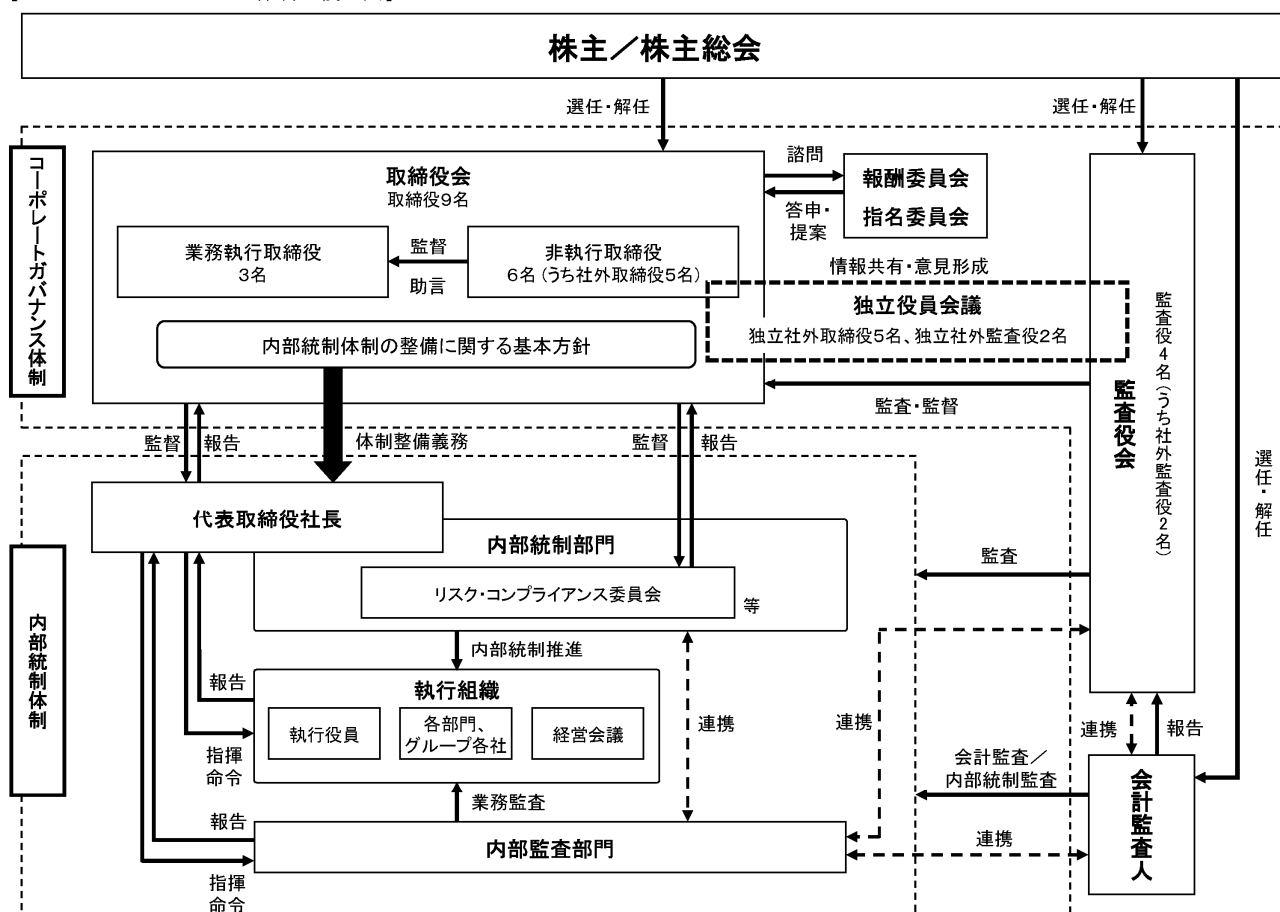
(2) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、非執行取締役による業務執行に対する直接的な監督と、業務の決定に関与しない監査役による、より独立した立場からの監督の両方が機能することで、より充実した監督機能が確保されるものと考えております。このような考えから、独任制の監査役で構成される監査役会を設置する「監査役会設置会社」を採用しております。

また、業務執行の誤り、不足、暴走等の是正又は修正を可能とするよう、非執行取締役の員数を、業務執行取締役と同数以上としております。非執行取締役の中心は独立性の高い社外取締役とし、さらに当社の事業分野、企業文化等に関する知見不足を補完するために社内出身の非執行取締役を1名以上置くことで、非執行取締役による監督の実効性を高めております。

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は次のとおりです。（本有価証券報告書提出日現在）

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



(3) 責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 役員等賠償責任契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項で定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員がその職務に起因して損害賠償請求等を受け、損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって被る損害を、当該保険契約により補填することとしております。

③企業統治に関するその他の事項

(Ⅰ) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(Ⅱ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(Ⅲ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、配当金支払いの早期化や配当政策の機動性を確保することを目的とするものです。

(Ⅳ) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、法令の限度においてこれを免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的とするものです。

(Ⅴ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、当該定足数を満たすことをより確実にすることを目的とするものです。

(Ⅵ) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入しておりません。

当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

(Ⅶ) 内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、取締役会において、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を以下のとおり決議いたしました（2006年5月25日決議、2008年4月28日改定、2012年7月27日改定、2014年3月27日改定、2015年2月26日改定）。

1. 目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「Fujitsu Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）業務執行の決定と執行体制

- ①当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員（以下、代表取締役及び執行役員を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。
- ②当社は、最高財務責任者（CFO）を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。
- ③当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置する。
- ④代表取締役社長は、経営者又は経営者から権限委譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁制度等）を整備する。
- ⑤代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取締役会に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

（２）業務効率化の推進体制

- ①当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減及び費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）全般的な損失リスク管理体制

- ①当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。
- ②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
- ③リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記①の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

（２）個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。

①製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

- ・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼働のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。

②受託開発プロジェクトの管理体制

- ・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進及びプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。
- ・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。
- ・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。

③セキュリティ体制

- ・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

（３）経営リスクへの対応

①財務上のリスク管理体制

- ・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。

②その他の経営リスクの管理体制

- ・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

- ①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。
 - ・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。
 - ・富士通グループの事業活動に係る法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
 - ・経営者及び従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。
 - ・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ①当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性及び信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を統括する組織を設置する。
- ②当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程を整備する。
- ③富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。

(3) 情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

(4) 内部監査体制

- ①当社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。
- ②内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。
- ③内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。
- ④内部監査の結果は、定期的に当社及び当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録及びその関連資料
 - ・取締役会議事録及びその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録及びその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類及びその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ②取締役及び監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役及び監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、前記各体制及び規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
- ②当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
- ③代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記①及び②の実施及び遵守を確認する。
- ④当社及びグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7. 監査役の監査の適正性を確保するための体制

(1) 独立性の確保に関する事項

- ①当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力及び知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の従業員の独立性及び監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- ③経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。
ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

(2) 報告体制に関する事項

- ①当社及びグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社及びグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合又は職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③当社及びグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- ④当社及びグループ各社の経営者は、上記②又は③の報告をしたことを理由として経営者又は従業員を不利益に取り扱ってはならない。

(3) 実効性の確保に関する事項

- ①当社及びグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ③内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

(Ⅷ)内部統制体制の運用状況

当社が上記(Ⅶ)の基本方針に基づき整備した内部統制体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

1. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員を置き、執行役員は、職務分掌に従い意思決定及び業務執行を行っています。

また、経営会議を原則として月に2回開催し、代表取締役社長の意思決定を補佐しています。この経営会議は、社長を含む最小限のメンバーを構成員とし、業務執行に関するあらゆる事項を適時に議論、決定できる会議体として運営することで、経営の効率化、迅速化と会議の実効性を強化しています。このほか、代表取締役から他の役職員への権限委譲の範囲等を定める規程及び各種決裁に関する規程を一本化し、大幅な権限委譲を伴う決裁基準とすることにより、経営のさらなる迅速化を図っています。

2. リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置づけ、これらの体制をグローバルに統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、取締役に直属させています。

委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役で構成しており、定期的に委員会を開催して、把握した業務遂行上のリスクについて顕在化の未然防止や顕在化したリスクにより生じる損失の対策についての方針を決定します。

このほか、委員会は、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、リスクが顕在化した場合には、適時に委員会に報告される体制を、当社内だけでなく、富士通グループを対象に整備・運用しているほか、内部通報制度も運用しています。

また、委員会の下に、富士通グループ情報セキュリティ基本方針（グローバルセキュリティポリシー）に基づく最高情報セキュリティ責任者（CISO）を置き、さらに、CISOの下にリージョナルCISOを設置し、情報セキュリティ施策の策定と実行を行っています。

委員会は、以上のような体制を運用する過程で、リスクが顕在化した場合はもちろんのこと、定期的に取り締役に委員会の活動の経過及び結果を報告し、監督を受けています。

さらに、当社では、Fujitsu Wayの行動規範を、個々の役職員の行動ベースにまで落とし込んだGlobal Business Standardsを20ヵ国語で展開し、富士通グループで統一的に運用しています。コンプライアンス関連規程を、富士通グループ全体を対象に整備し、運用していることに加え、「グローバルコンプライアンスプログラム」を策定し、様々な教育、周知活動を継続的に実施し、富士通グループ全体の法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。

内部通報制度については、富士通グループ全役職員からの通報・相談窓口（「コンプライアンスライン／Fujitsu Alert」）を社内外に設置するとともに、グループ会社でも個別に通報・相談窓口を整備し、運用しています。これにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令を誠実に遵守する公正な経営を強化しています。

3. 製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

当社では、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制として、品質管理のための全社品質ルールを整備し、各組織において、品質マネジメントの構築、運用に責任を持つ品質管理責任者を設置しております。これに加え、当期においては、社会システムにおける重大障害が発生した事実を受け、お客様システムの再点検を実施するとともに、全社的な品質保証体制強化のため、事業部門ごとの品質保証プロセスに加え、社長直轄の組織を設置して、各プロセスの有効性の監視や、部門間での知見・ノウハウを共有する横断的な仕組みの導入・改善を進めております。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、委員会の指揮の下、内部統制及び内部監査を担当する組織が体制を構築し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制体制の評価及び監査に関する実施基準」の原則に基づいて規程を整備しています。これに基づいて、富士通グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、活動状況及び評価結果等については、最高財務責任者及び委員会等に報告しています。

5. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

前述の体制等は、富士通グループを対象として整備しています。

特に、リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制においては、富士通グループのグローバルな地域に基づく業務執行体制の区分である「リージョン」ごとに、リージョンリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、委員会の下部組織と位置づけ、機能させることで富士通グループ全体を網羅できるようにしています。

このほか、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、富士通グループ会社（一部の子会社を除く）の重要事項の決定権限や決定プロセス、報告義務を定めた権限委譲に関する規程を制定し、グループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的に取り締役会への報告を行っています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15.4%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 CEO CDXO	時田 隆仁	1962年9月2日	1988年 4月 当社入社 2014年 6月 金融システム事業本部長 2015年 4月 執行役員 2019年 1月 執行役員常務 グローバルデリバリーグループ長 2019年 3月 執行役員副社長 2019年 6月 代表取締役社長 (現在に至る) リスク・コンプライアンス委員会委員長 (現在に至る) 2019年10月 CDXO(注8) (Chief DX Officer) (現在に至る) 2021年 4月 CEO(注9) (Chief Executive Officer) (現在に至る)	(注1)	1,000
代表取締役 副社長 CTO COO	古田 英範	1958年12月13日	1982年 4月 当社入社 2009年 5月 産業システム事業本部長 2012年 4月 執行役員 2014年 4月 執行役員常務 グローバルデリバリー部門長 2018年 4月 執行役員専務 デジタルサービス部門長 2019年 1月 テクノロジーソリューション部門長 CTO(注10) (Chief Technology Officer) (現在に至る) 2019年 6月 代表取締役副社長 (現在に至る) 2020年 4月 グローバルソリューション部門長 2021年 4月 COO(注11) (Chief Operating Officer) (現在に至る)	(注1)	2,133
取締役 執行役員専務 CFO	磯部 武司	1962年7月29日	1985年 4月 当社入社 2014年 6月 財務経理本部経理部長 2018年 4月 執行役員 財務経理本部長 (2021年3月まで) 2019年 6月 執行役員常務 CFO(注12) (Chief Financial Officer) (現在に至る) 2020年 4月 執行役員専務 (現在に至る) 2020年 6月 取締役 (現在に至る)	(注1)	325
取締役 シニアアドバイザー	山本 正巳	1954年1月11日	1976年 4月 当社入社 2004年 6月 パーソナルビジネス本部副本部長 2005年 6月 経営執行役(注13) 2007年 6月 経営執行役(注13)常務 2010年 1月 執行役員副社長 2010年 4月 執行役員社長 2010年 6月 代表取締役社長 2015年 6月 代表取締役会長 (2017年6月まで) 取締役会議長 (2019年6月まで) 2015年 7月 指名委員会委員、報酬委員会委員 (2019年6月まで) 2017年 6月 取締役会長 (2019年6月まで) JFEホールディングス(株) 社外取締役 (現在に至る) 2018年10月 (内閣府) 規制改革推進会議 委員 (2019年7月まで) 2019年 3月 (内閣府) 知的財産戦略本部 本部員 (2021年3月まで) 2019年 6月 当社 取締役シニアアドバイザー (現在に至る) (株)みずほフィナンシャルグループ 社外取締役 (現在に至る)	(注1)	10,140

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	向井 千秋	1952年5月6日	1977年 4月 慶應義塾大学 医学部 外科学教室 医局員 (1985年11月まで) 1985年 8月 宇宙開発事業団(注14)搭乗科学技術者 (宇宙飛行士) (2015年3月まで) 1987年 6月 アメリカ航空宇宙局 ジョンソン宇宙 センター 宇宙生物医学研究室 心臓血管 生理学研究員 (1988年12月まで) 2014年10月 日本学術会議 副会長 (2017年9月まで) 2015年 4月 東京理科大学 副学長 (2016年3月まで) 2015年 6月 当社 取締役 (現在に至る) 2016年 4月 東京理科大学 特任副学長 (現在に至る) 2016年 7月 当社 指名委員会委員、報酬委員会委員 (2018年6月まで) 2017年 1月 国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) 科学技術小委員会 議長 (2018年1月まで) 2018年 4月 宇宙航空研究開発機構 特別参与 (2021年3月まで) 2018年 7月 当社 指名委員会委員、報酬委員会委員長 (注5) 2019年 3月 花王(株) 社外取締役 (現在に至る)	(注1)	3,086
取締役 取締役会議長	阿部 敦	1953年10月19日	1977年 4月 三井物産(株)入社 1990年 6月 同社 電子工業室課長 1993年 1月 アレックス・ブラウン・アンド・サンズ (注15)マネージング・ディレクター 2001年 8月 ドイツ証券会社(注16) 執行役員 兼 投資銀行本部長 2004年 8月 J.P. モルガン・パートナーズ・アジア (注17)パートナー 兼 日本代表 (2009年3月まで) 2007年 5月 エドワーズ・グループ・リミテッド (注18)取締役 (2009年10月まで) 2009年12月 (株)産業創成アドバイザー 代表取締役 (現在に至る) 2011年 2月 オン・セミコンダクター・ コーポレーション 取締役 (現在に至る) 2015年 6月 当社 取締役 (現在に至る) 2019年 6月 当社 取締役会議長 (現在に至る) 2019年12月 (株)産業創成アドバイザー シニア・アドバイザー (現在に至る)	(注1)	2,693
取締役	古城 佳子 (久具 佳子)	1956年6月19日	1988年 4月 國學院大學 法学部 専任講師 1991年 4月 同学部 助教授 1996年 4月 東京大学大学院 総合文化研究科 助教授 1999年 6月 同研究科 教授 (2020年3月まで) 2010年10月 財団法人日本国際政治学会(注19) 理事長 2012年10月 (一財)日本国際政治学会 評議員 (現在に至る) 2014年10月 日本学術会議 会員 (2020年9月まで) 2018年 6月 当社 取締役 (現在に至る) 2019年 7月 当社 指名委員会委員、報酬委員会委員 (注5) 2020年 4月 青山学院大学 国際政治経済学部 国際政治学科 教授 (現在に至る)	(注1)	684

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	スコット キ ャロン (キャ ロン スコット アンダーバー グ)	1964年12月6日	1988年 4月 MIPS Computer Systems, Inc. (注20) 2003年 1月 モルガン・スタンレー証券会社(注21) 株式統括本部長 2006年 5月 いちごアセットマネジメント(株) 代表取締役社長 (現在に至る) 2008年10月 アセット・マネジャーズ・ ホールディングス(株)(注22) 代表執行役会長 (現在に至る) 2008年11月 同社 取締役 兼 取締役会議長 (現在に至る) 2012年 5月 株式会社チヨダ 社外監査役 (2020年5月まで) 2020年 3月 (株)ジャパンディスプレイ 代表取締役会長 (2020年12月まで) 2020年 6月 当社 取締役 (現在に至る) 2020年 8月 (株)ジャパンディスプレイ 取締役会議長 (現在に至る) 2021年 1月 同社 代表執行役会長 CEO 兼 取締役 (現在に至る)	(注1)	0
取締役	佐々江 賢一 郎	1951年9月25日	1974年 4月 外務省入省 2002年 3月 経済局長 2005年 1月 アジア大洋州局長 2008年 1月 外務審議官 2010年 8月 外務事務次官 2012年 9月 特命全権大使 アメリカ合衆国駐劄 2018年 6月 公益財団法人日本国際問題研究所 理事長 兼 所長 2019年 6月 セーレン株式会社 社外取締役 (現在に至る) 2019年 6月 三菱自動車工業株式会社 社外取締役 (現在に至る) 2020年12月 公益財団法人日本国際問題研究所 理事長 (現在に至る) 2021年 6月 当社 取締役 (現在に至る)	(注1)	0
常勤監査役	広瀬 陽一	1958年3月5日	1981年 4月 当社入社 2009年 6月 財務経理本部経理部長 (2014年6月まで) 2012年 4月 常務理事 財務経理本部副本部長 (2014年3月まで) 2013年 5月 執行役員 (2017年3月まで) 2014年 4月 財務経理本部長 2017年 4月 常任顧問 2017年 6月 常勤監査役 (現在に至る) 2018年 6月 (株)富士通ゼネラル 社外監査役 (現在に至る)	(注2)	2,983
常勤監査役	山室 恵	1948年3月8日	1974年 4月 東京地方裁判所 判事補 1984年 4月 東京地方裁判所 判事 1988年 4月 司法研修所 教官 1997年 4月 東京高等裁判所 判事 2004年 7月 弁護士登録 弁護士法人キャスト(注23)参画 (現在に至る) 2004年10月 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 (2010年9月まで) 2005年 6月 当社 監査役 (2020年6月まで) 2013年 6月 八千代工業(株) 社外監査役 (2020年6月まで) 2013年 7月 当社 指名委員会委員、報酬委員会委員 (2016年7月まで) 2020年 6月 当社 常勤監査役 (現在に至る)	(注3)	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	初川 浩司	1951年9月25日	1974年 3月 プライスウォーターハウス会計事務所 入所 1991年 7月 青山監査法人 代表社員 2000年 4月 中央青山監査法人 代表社員 2005年10月 同法人 理事 国際業務管理部長 2009年 5月 あらた監査法人(注24) 代表執行役CEO (2012年5月まで) 2012年 6月 農林中央金庫 監事 (2021年6月まで) 2013年 6月 当社 監査役 (現在に至る) 2016年 6月 武田薬品工業㈱ 社外取締役 (監査等委員である取締役) (現在に至る)	(注4)	1,686
監査役	幕田 英雄	1953年2月6日	1978年 4月 東京地方検察庁 検事 2006年12月 新潟地方検察庁 検事正 2010年 4月 千葉地方検察庁 検事正 2011年 8月 最高検察庁 刑事部長 2012年 7月 公正取引委員会 委員 (2017年6月まで) 2017年 9月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 顧問 (現在に至る) 2019年 4月 日本原子力研究開発機構契約監視委員会 委員 (現在に至る) 2019年 6月 前田建設工業㈱ 社外取締役 (現在に至る) 2020年 6月 当社 監査役 (現在に至る) ㈱ダイセル 社外監査役 (現在に至る)	(注3)	0
計					24,730

- (注) 1. 取締役の任期は、2021年6月28日開催の定時株主総会から1年です。
2. 監査役 広瀬陽一氏の任期は、2021年6月28日開催の定時株主総会から4年です。
3. 監査役 山室恵、幕田英雄の各氏の任期は、2020年6月22日開催の定時株主総会から4年です。
4. 監査役 初川浩司氏の任期は、2019年6月24日開催の定時株主総会から4年です。
5. 指名委員会及び報酬委員会の委員の任期は、選任後に開催される最初の定時株主総会終了時までです。
選任後、複数年が経過している委員は、再任によるものです。
6. 取締役 向井千秋、阿部敦、古城佳子、スコット キャロン及び佐々江賢一郎の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第5号が規定する社外役員に該当する社外取締役です。
7. 監査役 初川浩司及び幕田英雄の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第5号が規定する社外役員に該当する社外監査役です。
なお、監査役 山室恵氏は、2005年6月から2020年6月まで社外監査役を務めておりました。
8. 最高DX責任者を指します。
9. 最高経営責任者を指します。
10. 最高技術責任者を指します。
11. 最高執行責任者を指します。
12. 最高財務責任者を指します。
13. 経営執行役につきましては、2009年6月付で執行役員に呼称を変更しております。
14. 現 宇宙航空研究開発機構
15. 現 Raymond James & Associates, Inc.
16. 現 ドイツ証券㈱
17. 現 ユニタス・キャピタル
18. 現 アトラスコプロ
19. 現 一般財団法人日本国際政治学会
20. 現 Wave Computing
21. 現 モルガン・スタンレーMUFJ証券㈱
22. 現 いちご㈱
23. 現 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所
24. 現 PwCあらた有限責任監査法人

② 社外役員の状況

(1) 社外取締役及び社外監査役との利害関係

当社の社外取締役及び社外監査役は次のとおりです。なお、当社と社外取締役及び社外監査役それぞれとの利害関係は、「(3) 社外取締役及び社外監査役の役割、機能及び独立性に関する基準又は方針の内容」に併せて記載しております。

社外取締役（5名）：向井千秋氏、阿部敦氏、古城佳子氏、スコット キャロン氏、佐々江賢一郎氏

社外監査役（2名）：初川浩司氏、幕田英雄氏

(2) 社外取締役及び社外監査役が取締役又は監査役に就任する会社との利害関係

該当事項はありません。

(3) 社外取締役及び社外監査役の役割、機能及び独立性に関する基準又は方針の内容

当社では、経営の透明性、効率性を一層向上させるため、社外役員を積極的に任用しております。

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」において、当社における社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準（独立性基準）を策定し、同基準に基づき独立性を判断しております。

社外役員の独立性基準

1. 現在または過去において以下のいずれかにも該当しない者

- (1) 当社グループ（注1）の取締役または使用人
- (2) 当社の大株主（注2）の取締役、執行役、監査役または重要な使用人（注3）
- (3) 当社の主要な借入先（注4）の取締役、執行役、監査役または重要な使用人（注3）
- (4) 当社の会計監査人の社員または使用人
- (5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
- (6) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭（注5）、その他の財産を得ている者
- (7) 当社の主要な取引先（注6）の取締役、執行役、監査役または重要な使用人（注3）

2. 現在または過去3年間に於いて以下のいずれかに該当する者の近親者（注7）でない者

- (1) 当社グループの業務執行取締役、業務執行取締役でない取締役（注8）または重要な使用人
- (2) 当社の大株主の取締役、執行役、監査役または重要な使用人（注3）
- (3) 当社の主要な借入先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人（注3）
- (4) 当社の会計監査人の社員または使用人
- (5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
- (6) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭、その他の財産を得ている者
- (7) 当社の主要な取引先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人（注3）

（注1）「当社グループ」とは、当社と当社の子会社をいう。

（注2）「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を名義上または実質的に保有する大株主をいう。

（注3）当該大株主、借入先、取引先の独立社外取締役または独立社外監査役である場合を除く。

（注4）「主要な借入先」とは、当社の直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先をいう。

（注5）「多額の金銭」とは、年間の合計が1,000万円以上の専門的サービス等に関する報酬、寄付等をいう。

（注6）「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が、取引先または当社の連結売上高の1%を超える企業等をいう。

（注7）「近親者」とは、2親等以内の親族、配偶者または同居人をいう。

（注8）当社の社外監査役または社外監査役候補者である者の独立性を判断する場合に限る。

当社は、独立性基準を満たす社外取締役及び社外監査役の全員を当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に独立役員として届け出、受理されております。

なお、各社外取締役及び社外監査役の役割、機能及び具体的な選任理由に対する考え方は以下のとおりです。

<社外取締役>

・向井千秋氏

向井千秋氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、医師からアジア女性初の宇宙飛行士となった経歴をお持ちです。同氏は、当社の標榜するチャレンジ精神を最先端の科学分野で体現されており、多様な観点から業務執行に対する監督、助言を行うとともに、報酬委員会の委員長として役員報酬のあり方について議論をリードしてきました。今後も、広範な科学技術の知見に基づくグローバルで公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

なお、同氏が特任副学長を務めている東京理科大学を運営する学校法人東京理科大学と当社の間には、営業取引関係がありますが、その取引金額は当事業年度において約61百万円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、同氏は当社の定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

・阿部敦氏

阿部敦氏は、長年にわたる投資銀行業務やプライベート・エクイティ業務の経験を通じて、ICT業界やM&Aについての深い見識をお持ちであり、取締役会議長として、これまでの経験や機関投資家との対話を通じて得られた投資家の視点から客観的な議事進行を行い、議論をリードしてきました。今後も株主・投資家目線での監督や助言に加え、経営陣の迅速・果断な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また当社の取締役としての報酬以外の金銭を受領しておらず、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。

・古城佳子氏

古城佳子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、日本国際政治学会理事長などの要職を歴任され、長年、民間企業を含む経済主体が国際政治に及ぼす影響などについての研究を重ねておられます。同氏の深い学識に基づき、国際政治の激動期における外部環境の変化への対応やSDGsへの取り組みなどについて幅広い助言と監督が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

また、同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者であった経歴がなく、また当社の取締役としての報酬以外の金銭を受領しておらず、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。

・スコット キャロン氏

スコット キャロン氏は、外資系証券会社勤務を経て、現在、日本株投資に特化した独立系の投資顧問会社であるいちごアセットマネジメント(株)の代表取締役社長を務めており、機関投資家として投資先企業との対話を行ってきた経験をお持ちです。このような経験から、株主・投資家の立場からの監督と助言が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

なお、同氏が代表執行役会長CEO兼取締役を務める(株)ジャパンディスプレイと当社との間には、営業取引関係がありますが、その取引金額は当事業年度において約3億8千万円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。また、同氏が代表取締役社長を務めるいちごアセットマネジメント(株)と共同して議決権を行使する共同保有者であるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッドは当社の上位株主ですが、同社は当社の定める独立性基準における大株主には該当せず、また、同氏は当社の主要取引先の業務執行者等であった経歴はありません。このため、同氏は当社の定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

・佐々江賢一郎氏

佐々江賢一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、外務事務次官、駐アメリカ合衆国特命全権大使などの要職を歴任され、現在は公益財団法人日本国際問題研究所の理事長を務められており、国際政治・経済に関する豊富な知識と実務経験をお持ちです。昨今、国際情勢が複雑化する中で、同氏からは、知識と経験に基づき、グローバルな観点から公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

同氏が理事長を務める公益財団法人日本国際問題研究所と当社との間には取引関係はなく、また同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないため、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。

< 社外監査役 >

・ 初川浩司氏

初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業に対する豊富な監査経験があり、企業会計に関する広い知見を有しているため、社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

なお、同氏が代表執行役を務めていたあらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）は、当社の会計監査を担当したことはありません。また、PwCあらた有限責任監査法人と当社の間には、営業取引関係がありますが、その取引金額は当事業年度において約40万円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、同氏は当社の定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

・ 幕田英雄氏

幕田英雄氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、検事、公正取引委員会の委員等を歴任され、法律のみならず、経済・社会等、企業経営を取り巻く事象に深い見識をお持ちであるため、社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。

また、同氏は当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、当社が定める独立性基準を満たすと判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査組織である内部統制・監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画及び監査結果については、グループ会社に関する事項も含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。

また、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。

当社の内部統制については、「内部統制体制の整備に関する基本方針」にもとづき、リスク・コンプライアンス委員会が、リスク管理体制、コンプライアンス体制、財務報告に関する内部統制体制を整備・運用し、必要に応じて監査役会に報告を行っております。

さらに、当社では、全ての独立役員（独立社外取締役、独立社外監査役）から構成される独立役員会議を設置しております。独立役員会議では、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各役員の意見形成を図るほか、必要に応じて常勤監査役も出席し、社外取締役との連携を確保します。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員

当社は、監査役制度を採用しております。監査役（4名）は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査・監督を行います。本有価証券報告書提出日現在、当社の監査役は以下のとおりです。

常勤監査役：広瀬陽一氏、山室恵氏

社外監査役：初川浩司氏、幕田英雄氏

なお、当社監査役のうち、常勤監査役 広瀬陽一氏は、当社の財務経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。さらに、監査役 幕田英雄氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任しており、経済事案を多く取り扱った経験があるため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を合計8回開催しており、各監査役の出席状況は以下のとおりです。

	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	近藤 芳樹	全2回中2回
常勤監査役	広瀬 陽一	全8回中8回
常勤監査役	山室 恵	全8回中8回
社外監査役	三谷 紘	全2回中2回
社外監査役	初川 浩司	全8回中7回
社外監査役	幕田 英雄	全6回中6回

- (注) 1. 近藤芳樹氏及び三谷紘氏は、第120回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しましたので、両氏の監査役会出席状況は、退任時までに行われた監査役会への出席状況を記載しております。
2. 山室恵氏は、第120回定時株主総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任し、新たに同株主総会において監査役に選任され就任いたしました。また同氏は、同株主総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。そのため、山室恵氏の監査役会への出席状況には、社外監査役としての出席状況が含まれます。
3. 幕田英雄氏の監査役会出席状況は、2020年6月の社外監査役就任後に行われた監査役会への出席状況を記載しております。

監査役会においては、主に、監査の方針及び監査計画、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性並びに監査上の主要な検討事項等の検討を行うとともに、内部監査部門からの報告聴取、常勤監査役から社外監査役への重要な事項の報告及び検討等を行いました。

また、監査役的活動として、取締役会、独立役員会議その他重要な会議への出席と意見表明、重要な決裁書類の閲覧、代表取締役との意見交換、本社・子会社における業務等の監査、子会社監査役との情報交換、会計監査人からの報告聴取、内部監査部門からの監査状況及び結果の聴取、コンプライアンス部門からの内部通報状況の聴取等を行いました。

なお、前連結会計年度から早期適用している監査上の主要な検討事項に関しては、当連結会計年度においても連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示のリスク並びに当連結会計年度に発生した重要な事象等の影響及び変化等について、会計監査人と十分な議論、検討を行いました。

②内部監査の状況

当社は、内部監査組織として内部統制・監査室（人員数：54名）を設置しております。内部統制・監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、当社グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画及び監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会及び会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。

内部統制・監査室は、公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、公認不正検査士(CFE)等の資格を有する者等、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 監査継続期間

50年

上記はEY新日本有限責任監査法人の前身である昭和監査法人が監査法人組織として関与を始めて以降の期間について記載したものです。

c. 業務を執行した公認会計士

持永勇一氏、中谷喜彦氏、田邊朋子氏、小山浩平氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者として、EY新日本有限責任監査法人所属の公認会計士43名、会計士試験合格者等18名、その他78名が監査業務に従事しております。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

上記の方針を踏まえ、監査役会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、現任の会計監査人の評価を実施し、慎重に審議した結果、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を再任することとしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、同会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績及びその評価を行いました。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	385	76	483	42
連結子会社	333	6	305	10
計	718	82	788	52

(注) 1. 当社は会社法に基づく監査の報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬額には、会社法に基づく監査の報酬の額を含みます。

2. 当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等以外の監査法人の監査を受けております。

b. 監査公認会計士等の非監査業務の内容

当社及び当社の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、クラウドサービスに係る内部統制の保証報告書に関する業務や各種アドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

c. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（a.を除く）

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	520	256	693	414
計	520	256	693	414

d. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）の非監査業務の内容

当社の連結子会社は、監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対して、データセンター等に係る内部統制の保証報告書に関する業務や各種アドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

e. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

上記a. 及びc. で記載する報酬のほかに、重要なものではありません。

f. 監査報酬の決定方針

監査報酬につきましては、監査内容、日数等により適切な報酬額を検討し、会社法の定めに従い監査役会の同意を得たうえで取締役が決定しております。

g. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、当会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績及びその評価を踏まえた当期の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬額の見積もりの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

(1) 役員報酬額等の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しております。下記(3)①「当社の役員に対する報酬等の総額及び種類別の額」に集計された取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定められた報酬等総額の範囲内において、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「本決定方針」といいます）の枠組みに基づき、各取締役の報酬等については、報酬委員会の承認を条件として代表取締役社長が決定し、各監査役の報酬等については、監査役の協議に基づき決定する運用としております。

また、取締役会は、当期における取締役の個人別の報酬等について、当該報酬等の内容が本決定方針の枠組みから外れたものであるとの報告を報酬委員会より受けておらず、また当該報酬等の内容の決定が上記の運用に則していることを確認しているため、本決定方針に沿うものであると判断しております。

本決定方針の内容は次のとおりです。

a. 概要

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、役員報酬を、職責及び役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

b. 基本報酬

全ての取締役及び監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

c. 賞与

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益及び連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

d. 業績連動型株式報酬

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- ・あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度毎の株式数を計算の上、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

e. 役員報酬の種類毎の構成割合

- ・優秀な人材の確保・維持に資する競争力のある報酬とすることを目標として、事業内容、事業規模等の類似する他企業の報酬構成割合及び役位毎の報酬水準をベンチマークとして比較し、当社の財務状況を踏まえて決定する。
- ・業務執行を担う取締役の総報酬における業績連動報酬の割合は、役位が上位の取締役ほど高くなるように決定し、業績及び株主価値との連動性を高めるものとする。
- ・決定のプロセスにおいて、報酬委員会での審議を行うことで、客観性、妥当性を確保する。

(2)業績連動報酬等にかかる事項

①算定の基礎とした業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

当社は、賞与については、業務執行取締役等に1事業年度の業績目標達成に対するインセンティブとなるように、また業績連動型株式報酬については、業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみならずの視点での経営を一層促すために、いずれの報酬においても当社の経営目標指標として掲げる連結決算における売上収益と営業利益を指標として選定しております。

②算定方法

a. 賞与

当社は、1事業年度の開始時に、業務執行取締役に対して、業績目標及び役位に応じた基準賞与額を提示します。そして、当該事業年度の終了をもって、基準賞与額に、あらかじめ設定した業績目標に対する達成水準に応じて一定の範囲で設定された係数をかけて、支給賞与額を算出します。業績達成度合いがあらかじめ設定した下限未満となる場合には賞与は支給されません。また、業績達成度合いがあらかじめ設定した上限以上となる場合には、基準賞与額にあらかじめ設定した係数の上限を乗じた額を支給します。

b. 業績連動型株式報酬

当社は、業務執行取締役に対して、あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）及び業績目標を提示します。そして、業績目標に対する達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の株式を事業年度毎及び業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。このとき、業務執行取締役には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

③最近事業年度の業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績

(単位：億円)

	目標	実績
連結売上収益	36,100	35,897
連結営業利益	2,120	2,663

(3) 役員報酬の内容

①当社の役員に対する報酬等の総額及び種類別の額

(単位：百万円)

役員区分	人数 (人)	報酬等の種類			報酬等の 総額
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	5	218	120	208	547
監査役 (社外監査役を除く)	3	72	-	-	72
社外役員	9	109	-	-	109
社外取締役	5	75	-	-	75
社外監査役	4	33	-	-	33

(注) 1. 上記には、当事業年度に退任した役員を含んでおります。

2. 取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、金銭報酬を年額6億円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は2名）です。また、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株（2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。）以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は4名）です。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

なお、2021年6月28日開催の第121回定時株主総会において、金銭報酬を年額12億円以内（うち社外取締役分は年額1.5億円以内）と改定することについて決議いただくとともに、同定時株主総会において、取締役の金銭報酬の上限額とは別に、非金銭報酬として当社普通株式を年額12億円以内、割り当てる株式総数を年7.5万株以内に改定することについて決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は5名）です。

3. 監査役の報酬額は、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、基本報酬を年額1億5千万円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結の時点の監査役の員数は、5名（うち、社外監査役は3名）です。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

4. 業績連動型株式報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

②連結報酬等の総額及び種類別の額

(単位：百万円)

	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額			報酬等の 総額
			基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
時田 隆仁	取締役	提出会社	69	58	102	230
古田 英範	取締役	提出会社	51	37	66	155
磯部 武司	取締役	提出会社	36	24	39	100

③使用人兼務役員の重要な使用人給与

該当事項はありません。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称等

当社は、役員報酬決定プロセスの透明性及び客観性、役員報酬の体系及び水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしております。

当社は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において本決定方針を制定し、その枠組みの範囲内で取締役の個人別の報酬等の水準を決定しております。報酬等を決定する際に用いる指標や目標達成度合いに応じた支給額については、取締役会で決定した経営方針の実現にむけて、業務執行の最高責任者である代表取締役社長が自身の考えを踏まえて決定をすべきであると考えており、報酬委員会の承認を条件として代表取締役社長 時田 隆仁に決定権限を委任しております。

報酬委員会は、「コーポレートガバナンス基本方針」において、その過半数を非執行役員で構成し、独立社外取締役を1名以上確保することとしております。2020年7月に選任された本委員会の委員は以下のとおりであり、非執行役員3名で構成されておりました。

委員長　：向井千秋氏

委員　　：横田淳氏、古城佳子氏

なお、2020年7月の上記委員の選任後から当期末までに、報酬委員会を2回開催し、役員報酬の水準や構成割合等について検討し、取締役会に答申しております。取締役会は、報酬委員会からの答申を受け、役員賞与額を決議しています。

（注）上記の委員は、2021年6月28日開催の定時株主総会終了時をもちまして、任期満了のため退任しております。
2021年度の委員につきましては、本年7月度取締役会にて選任予定です。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的株式には、専ら株式価値の変動又は配当金を目的として保有する株式を、純投資目的以外の株式には、それらの目的に加え中長期的な企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を区分しています。

②投資目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が明確であり、積極的な保有意義がある場合のみ政策保有株式を保有します。取締役会において、当社の加重平均資本コストを基準として、それに対するリターン（配当や取引状況等の定量要素）やリスクが合っているかを定量的に評価し、定量的な保有意義がない場合には、なお保有することに合理性があることを根拠づける定性的な理由がないかを評価し、保有の継続を議論しています。当事業年度においては、23銘柄を売却し、当事業年度末時点で保有する政策保有株式について、2021年6月24日の取締役会で議論いたしました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	172	25,268
非上場株式以外の株式	79	90,016

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	0	0	-
非上場株式以外の株式	1	5,473	協業関係の構築を目的として新規に取得しました。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	7	308
非上場株式以外の株式	18	9,615

- c. 当社が保有する保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（金融商品取引所に上場されている株式に限る。以下、特定投資株式）及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
- 定量的な保有効果については取引先との関係性を考慮し、記載しませんが、取締役会において、当社の加重平均資本コストを基準として、それに対するリターン（配当や取引状況等の定量要素）やリスクが見合っているかを定量的に評価し、定量的な保有意義がない場合には、なお保有することに合理性があることを根拠づける定性的な理由がないかを評価し、保有の継続を議論しています。

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
Palantir Technologies Inc.	10,752,688	0	協業関係の構築を目的として当事業年度 に取得し、保有を継続しています。	無
	27,725	0		
富士電機(株)	4,066,612	4,066,612	同社の通信機部門を分離して当社が設立 された経緯より、協力関係の維持を目的 として政策的に保有しています。	有
	18,747	9,959		
トヨタ自動車(株)	1,412,131	1,412,131	営業取引上の関係性維持・強化を目的と して取得し、保有を継続しています。	有
	12,166	9,180		
ベース(株)	768,000	256,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的 として取得し、保有を継続しています。 当事業年度において、同社が株式分割を 実施したため、保有株数が512,000株増 加しています。	無
	4,392	1,920		
都築電気(株)	2,402,235	2,402,235	当社の協力企業であり、関係強化を目的 として取得し、保有を継続しています。	有
	3,980	2,642		
(株)シーイーシー	1,860,000	3,360,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的 として取得し、保有を継続しています。	有
	2,672	4,603		
(株)QDレーザ	1,722,428	7,480,688	ベンチャー企業への投資の一環として投 資し、保有を継続しています。当事業年 度において、同社が上場し、また保有す る株式の一部を売却したため、保有株数 が5,758,260株減少しています。	無
	2,304	2,200		
イオン(株)	651,800	649,915	営業取引上の関係性維持・強化を目的と して取得し、保有を継続しています。当 事業年度において、持株会を通じて保有 していた分を直接保有に振り替えたた め、保有株式数が増加しております。	無
	2,150	1,559		
豊田通商(株)	338,169	338,169	営業取引上の関係性維持・強化を目的と して取得し、保有を継続しています。	無
	1,570	860		
(株)さくらケーシーエ ス	1,550,000	1,550,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的 として取得しました。2021年4月1日を効 力発生日とする当社と富士通Japan(株)と の吸収分割に伴い、全株を同社に承継し たため、提出日現在において保有する株 式はありません。	有 (注1)
	1,339	1,171		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
日本ゼオン(株)	711,200	1,063,800	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	1,258	865		
ヤマトホールディングス(株)	383,460	383,460	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	1,163	650		
大興電子通信(株)	1,866,827	1,866,827	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	1,047	1,118		
横浜ゴム(株)	508,647	1,111,232	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	1,007	1,492		
イオンフィナンシャルサービス(株)	537,246	537,246	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	797	622		
伊藤忠商事(株)	190,575	190,575	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	683	427		
(株)ADEKA	300,000	300,000	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	651	405		
(株)WOWOW	200,000	200,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	562	480		
(株)高見沢サイバネティックス	450,000	450,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	448	414		
富士古河E&C(株)	171,988	171,988	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	427	252		
東海旅客鉄道(株)	25,000	25,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	413	433		
(株)内田洋行	75,000	75,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	369	264		
(株)アイネット	220,000	220,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得しました。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan(株)との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	335	291		
関東電化工業(株)	300,000	300,000	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	268	232		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
澁澤倉庫(株)	117,600	117,600	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得しました。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan(株)との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	266	238		
東京瓦斯(株)	94,000	94,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	231	240		
(株)サイバーリンクス	140,040	70,020	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得しました。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan(株)との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	230	64		
(株)TOKAIホールディングス	225,232	225,232	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan(株)との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	215	211		
東洋テック(株)	177,520	177,520	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	180	167		
(株)セゾン情報システムズ	80,000	80,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	171	132		
大和ハウス工業(株)	50,020	50,020	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	162	133		
ソレキア(株)	23,558	23,558	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	157	219		
(株)オリエントコーポレーション	1,000,000	1,000,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	154	121		
古河電気工業(株)	50,000	212,000	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	148	416		
(株)スクロール	132,293	130,965	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。持株会保有分を合算しているため、保有株式数が増加しております。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan(株)との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	143	37		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
㈱松屋	150,000	150,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	137	91		
アキレス㈱	78,407	78,407	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	116	137		
日本電産㈱	7,568	3,784	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	101	42		
サイオス㈱	110,000	110,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	84	39		
ダイワボウホールディングス㈱	10,000	10,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有 (注2)
	84	51		
㈱テレビ東京ホールディングス	33,000	33,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	78	79		
DocuSign, Inc	3,106	3,106	前事業年度において、投資先からの現物配当により取得し、保有を継続しています。	無
	67	31		
㈱リテールパートナーズ	48,464	48,464	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan㈱との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	67	30		
㈱クレディセゾン	50,000	50,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	66	62		
九州電力㈱	57,353	57,353	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	62	49		
㈱愛媛銀行	57,703	57,703	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	59	67		
扶桑電通㈱	25,344	12,672	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	58	46		
㈱サンリオ	25,000	25,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	43	35		
㈱タダノ	35,431	35,431	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan㈱との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	42	27		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)佐賀銀行	24,500	24,500	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	36	28		
井関農機(株)	20,000	20,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。2021年4月1日を効力発生日とする当社と富士通Japan(株)との吸収分割に伴い、全株を同社に承継したため、提出日現在において保有する株式はありません。	無
	32	22		
(株)富山第一銀行	100,000	100,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	31	29		
(株)清水銀行	14,880	14,880	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	有
	25	27		
(株)宮崎太陽銀行	25,000	25,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	25	23		
電源開発(株)	12,000	12,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	23	26		
日本トランスシティ(株)	40,000	40,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	22	18		
(株)豊和銀行	26,900	26,900	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	17	15		
(株)中央倉庫	13,946	13,946	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	15	16		
(株)スカパー J S A T ホールディングス	29,700	29,700	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	14	11		
北陸電力(株)	17,000	17,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得し、保有を継続しています。	無
	12	12		
T I S(株)	-	262,378	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	1,406		
J F E システムズ(株)	-	250,000	当社の協力企業であり、関係強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	736		
日清食品ホールディングス(株)	-	55,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	495		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)滋賀銀行	-	100,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	256		
(株)ファミリーマート	-	123,600	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	239		
古河機械金属(株)	-	100,000	古河グループである同社との協力関係の維持を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	106		
(株)テレビ朝日ホールディングス	-	50,400	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	82		
ニチコン(株)	-	74,800	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	50		
(株)ODKソリューションズ	-	100,000	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	49		
王子ホールディングス(株)	-	83,333	営業取引上の関係性維持・強化を目的として取得しました。当事業年度において全株を売却しました。	無
	-	48		

(注) 1. 直接保有及びFSA持株会を通じた保有があります。

2. 子会社を通じた間接保有があります。

3. 「当社の株式の保有の有無」は、直接保有のほか、退職給付信託として信託銀行等に信託された信託財産を含みます。

みなし保有株式

みなし保有株式として保有する株式はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

純投資目的で保有する株式はありません。